

**大分市家庭ごみ有料化制度の
検証・検討について**

平成29年6月

大分市環境部

1. 家庭ごみ有料化制度の検証・検討について

本市では、平成26年11月に家庭ごみ有料化制度を実施してから、毎年検証を行い随時制度の改善を図っていますが、「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」において、施行後3年ごとに制度の見直し等について検討を行うことが定められています。これは、制度の実施にかかる条例改正の際に、議案に対する修正案として提出され決議されたものです。(資料2)

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

附 則(平成25年条例第40号)
(検討)

- 6 市長は、新条例の施行後3年ごとに、新条例第19条の2、第25条及び別表第2の規定の施行の状況、家庭廃棄物の発生の状況等を勘案し、当該規定の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(家庭廃棄物の搬出方法)

第19条の2 占有者は、家庭廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に定める燃やせるごみ(以下「燃やせるごみ」という。)及び一般廃棄物処理計画に定める燃やせないごみ(以下「燃やせないごみ」という。)を一般廃棄物処理計画に定めるところにより市が行う定期の収集により処理しようとするときは、市長が指定する収集袋(以下「指定収集袋」という。)に収納し、家庭廃棄物の一時的集積場所に搬出しなければならない。ただし、燃やせるごみ及び燃やせないごみのうち指定収集袋に収納させることが適当でないと市長が認めたものの処理については、この限りでない。

(一般廃棄物処理手数料)

第25条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1及び別表第2に定める一般廃棄物処理手数料を、規則で定めるところにより、徴収する。

- 2 前項の規定により徴収した一般廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、別表第2に定める一般廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に、指定収集袋を交付するものとする。

別表第2 (第25条関係)

区分	手数料
一般廃棄物	家庭廃棄物(燃やせるごみ及び燃やせないごみに限る。)を市が定期の収集により処理する場合
	ミニ袋(容量が5リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 35円
	特小袋(容量が10リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 70円
	小袋(容量が20リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 140円
	中袋(容量が30リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 210円
大袋(容量が45リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 315円	

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

(手数料の徴収方法)

第8条

- 3 一般廃棄物処理手数料のうち条例別表第2に規定するものは、指定収集袋(条例第19条の2に規定する指定収集袋をいう。以下同じ。)を交付する際に徴収する。

制度の評価と見直しの基本的な考え方

効果ある有料化の実施を図るために、制度の実施状況及びその効果について毎年度点検を行うとともに、毎年度の点検結果を踏まえた制度の評価及び見直しを、ごみ処理基本計画の見直しと併せて、概ね5年に一度の頻度で行う。また、毎年度の点検結果及び評価結果を住民や事業者に情報提供する。

点検の実施

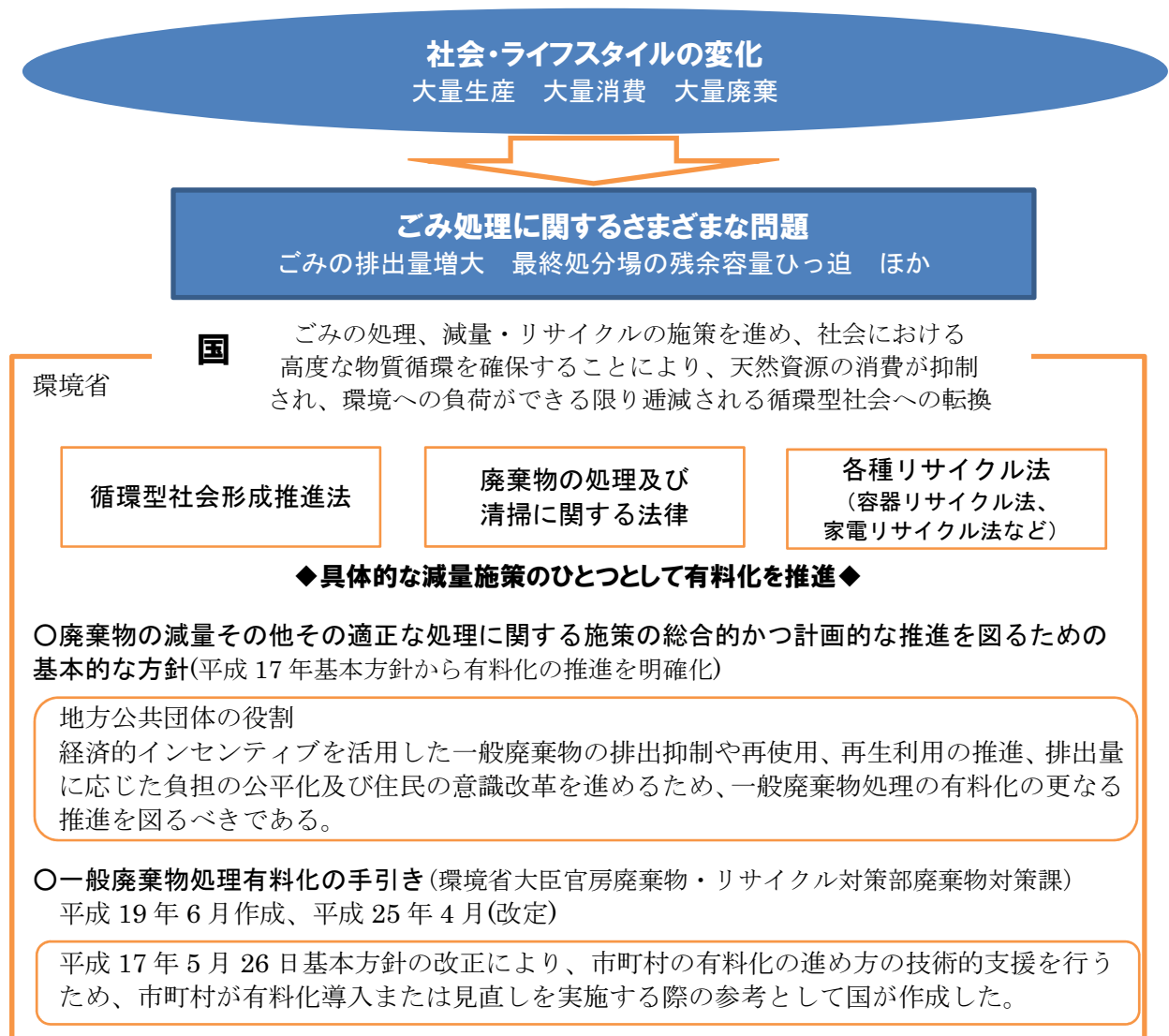
一般廃棄物処理の有料化を導入した後、有料化の実施状況やその効果についての点検を毎年度行う。その結果に基づき、必要に応じて、効果の維持若しくは効果を向上させる対策を検討、実施することが求められる。実施状況や効果結果を住民や事業者に情報提供する。

制度の見直し

有料化の制度見直しは、ごみ処理基本計画の見直しや、市町村合併等と併せて、概ね5年に一度の頻度で行う。

2. 家庭ごみ有料化制度導入までの経緯

(1) 社会的背景と国の流れ



(2) 大分市における家庭ごみ有料化制度導入までの流れ

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理に努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第16条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、又はこれを変更したときは、同条第4項の規定により、遅滞なく、これを公表するものとする。

大分市一般廃棄物処理基本計画(平成20～29年度)

○排出抑制計画

家庭ごみの適正負担

ごみの発生抑制や減量化の円滑な展開を推進し、市民相互の費用負担の公平性を図るため、排出量に応じた適正負担の導入について検討します。

＜大分市のごみ減量・リサイクル推進施策とごみ排出量の状況＞
有価物集団回収・資源物の分別回収・生ごみ減量化事業等進めているもの
ごみの排出量は横ばいから増加へ

家庭ごみ有料化の導入について検討

H23.12 諮問

市民意見

＜市民説明会＞

＜パブリックコメント＞

大分市清掃事業審議会

13か月10回にわたり
審議

H24.5 中間答申 H25.2 答申

平成26年11月
家庭ごみ有料化開始

H25.11 家庭ごみ有料化実施計画 策定

H25.12 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 一部改正

H26.3 大分市廃棄物処理施設整備基金条例 設置

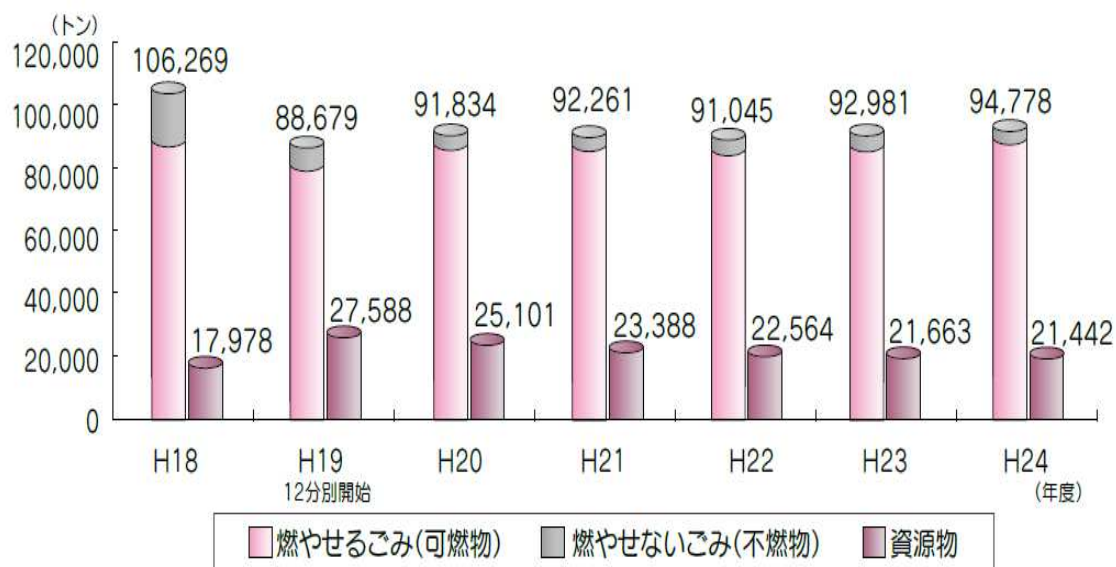
(3) 家庭ごみ有料化制度を検討するまでの大分市のごみ減量施策と排出量の状況

本市では、ごみの発生を抑制しリサイクルを推進するため、制度導入を検討するまでも、資源物回収事業をはじめとする様々なごみ減量・リサイクルに関する事業を展開してきました。しかしながら、燃やせるごみと燃やせないごみの排出量は横ばいから増加の状態であったことから、具体的な減量施策の一つとして家庭ごみ有料化の検討・導入に至った次第です。

表-1 主なごみ減量・リサイクル推進事業

年度	主なごみ減量・リサイクル推進事業
昭和51年度～	有価物集団回収運動促進事業
平成4年度～	生ごみ処理容器による減量化促進事業
平成9年度～	資源物回収事業（缶・びん・ペットボトル）4分別
平成13年度～	資源物回収事業（新聞類、その他紙類、布類）7分別 生ごみ処理機器購入補助事業
平成19年度～	資源物回収事業（資源プラ、蛍光管等）12分別
平成20年度～	生ごみコミュニティ回収事業
平成21年度～	段ボールコンポスト普及啓発事業
平成22年度～	廃食用油回収調査事業（H23年度本格実施）

図-1 家庭ごみ排出量の推移



3. 大分市における家庭ごみ有料化制度の現状

(1) 家庭ごみ有料化制度の概要

①家庭ごみ有料化とは

家庭ごみ有料化とは、家庭からごみを出すときに、市が指定する有料のごみ袋を使用することにより、ごみを出す量に応じて、ごみ処理費用の一部を負担していただく制度

②家庭ごみ有料化の目的

ごみ処理にかかる費用負担の公平性の確保

家庭ごみの減量とリサイクルの推進

③対象のごみ

燃やせるごみ

燃やせないごみ

④指定ごみ袋の種類と手数料の額

種類 (10枚入)	容量	販売価格 (手数料額)	一枚あたりの 手数料額
大袋	45 リットル相当	315円	31.5円
中袋	30 リットル相当	210円	21円
小袋	20 リットル相当	140円	14円
特小袋	10 リットル相当	70円	7円
ミニ袋	5 リットル相当	35円	3.5円

⑤手数料収入とその用途

家庭ごみ有料化によって得られた収入は、制度の実施に伴う事務費のほか、さらなるごみ減量・リサイクルの推進に活用しています。このうち一部は、ごみ減量・リサイクル施策の拠点である、リサイクルプラザや清掃工場の整備に要する経費に充てるため、廃棄物処理施設整備基金へ積み立てています。

廃棄物処理施設整備基金への積み立て

平成26年3月に大分市廃棄物処理施設整備基金を設置し、持続あるごみ減量・リサイクル施策の展開及び将来にわたる廃棄物の安定的な処理を確保することとしました。

基金への積立額は、家庭ごみ有料化の手数料収入からごみ袋の作製費等の事務費を差し引いた概ね2分の1とし、平成27年度は7,300万円、28年度末までの合計で約2億円と見込んでいます。

※初年度である平成26年度は、ごみ袋の作製費等の事務費が手数料収入を上回ったため基金への積み立てはなし

図-2 家庭ごみ有料化に伴う収入の使途について（平成 29 年度予算）

◎歳入予算（家庭ごみ有料化に伴う手数料収入） 4億6,900万円

◎歳出予算

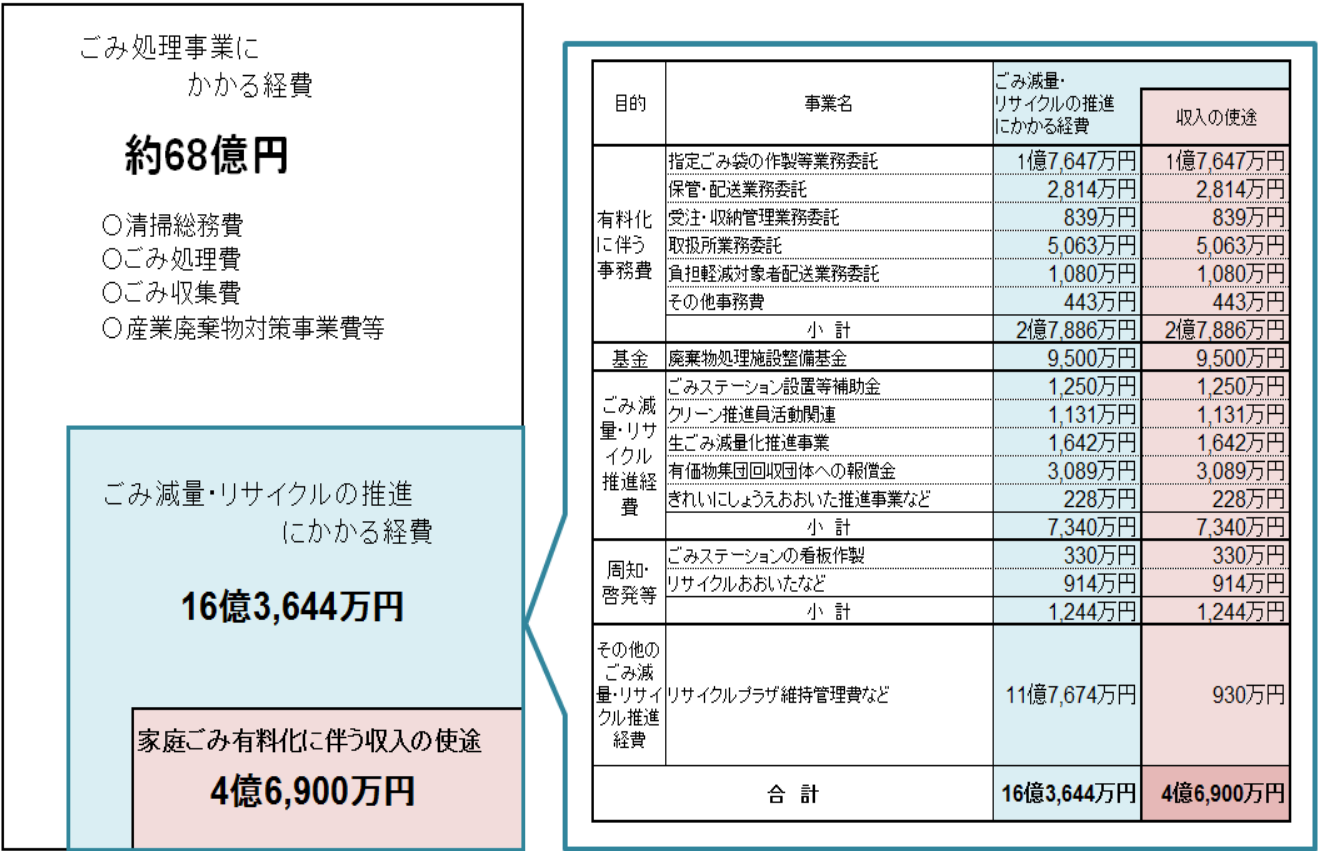
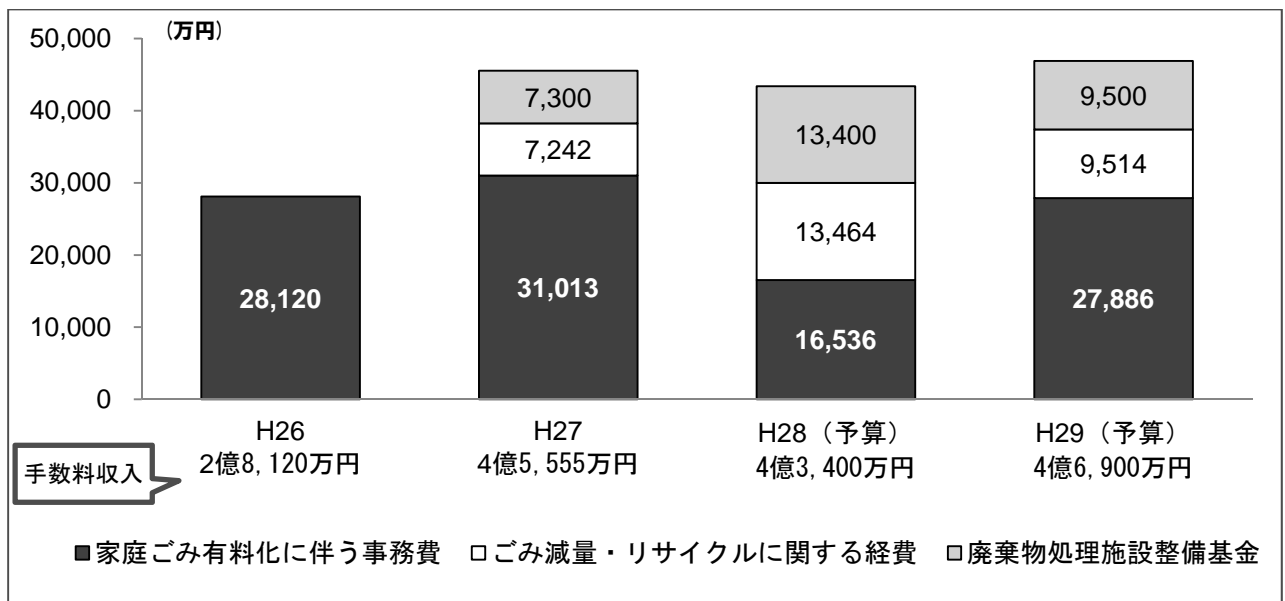


図-3 手数料収入の額の推移



(2) 家庭ごみ排出量の現状

平成 26 年 11 月に家庭ごみ有料化制度を導入後の平成 27 年度以降、燃やせるごみ・燃やせないごみの排出量が減少し、資源物のうち資源プラの回収量が増加しました。

今後も、大分市一般廃棄物処理基本計画におけるごみ排出量の数値目標を目指し、さらなる減量に努めます。

図-4 燃やせるごみ・燃やせないごみの排出量の推移

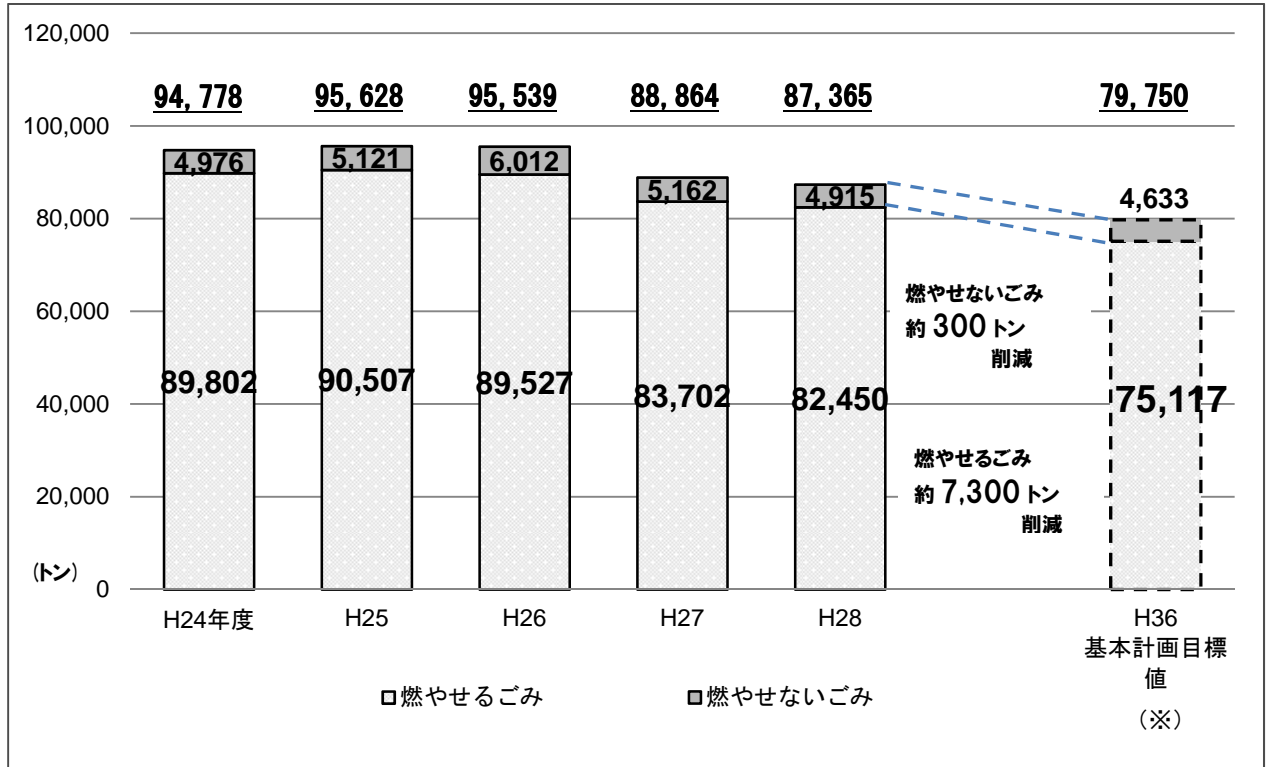


図-5 資源物の回収量の推移

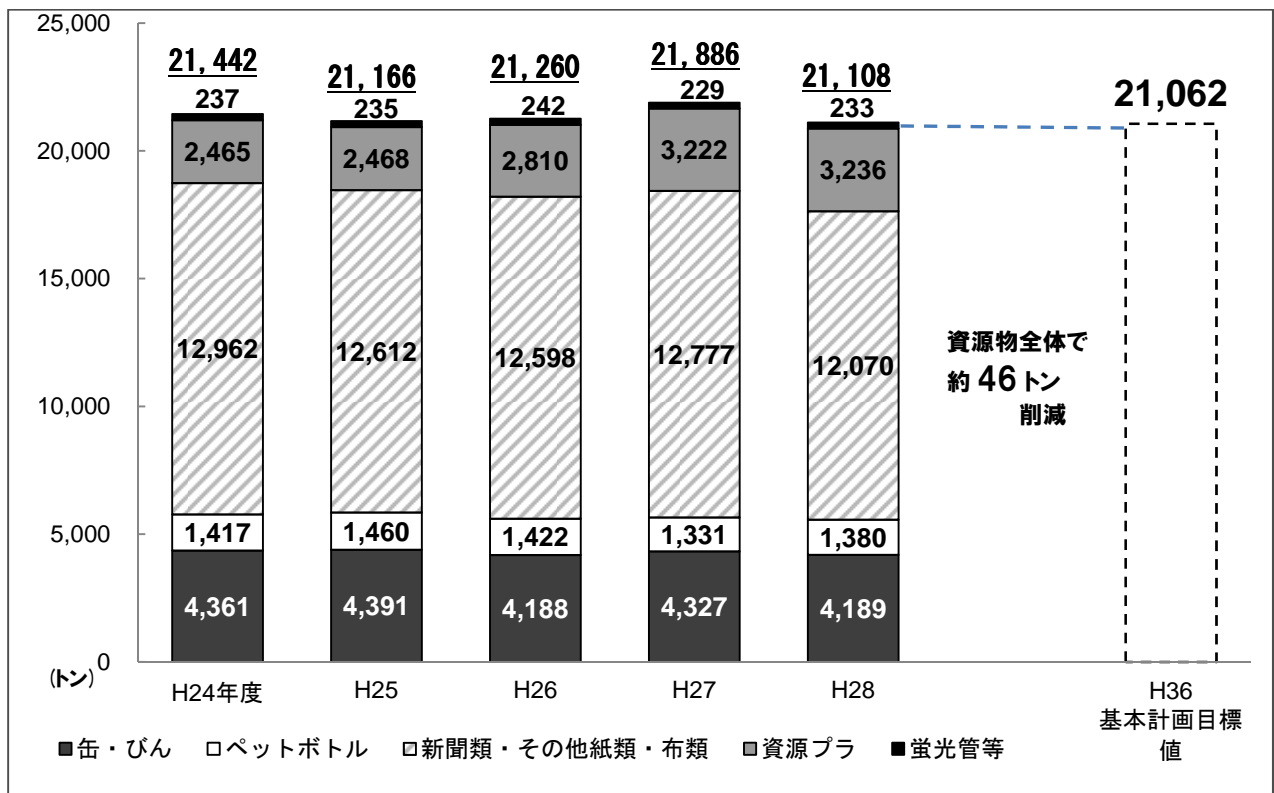
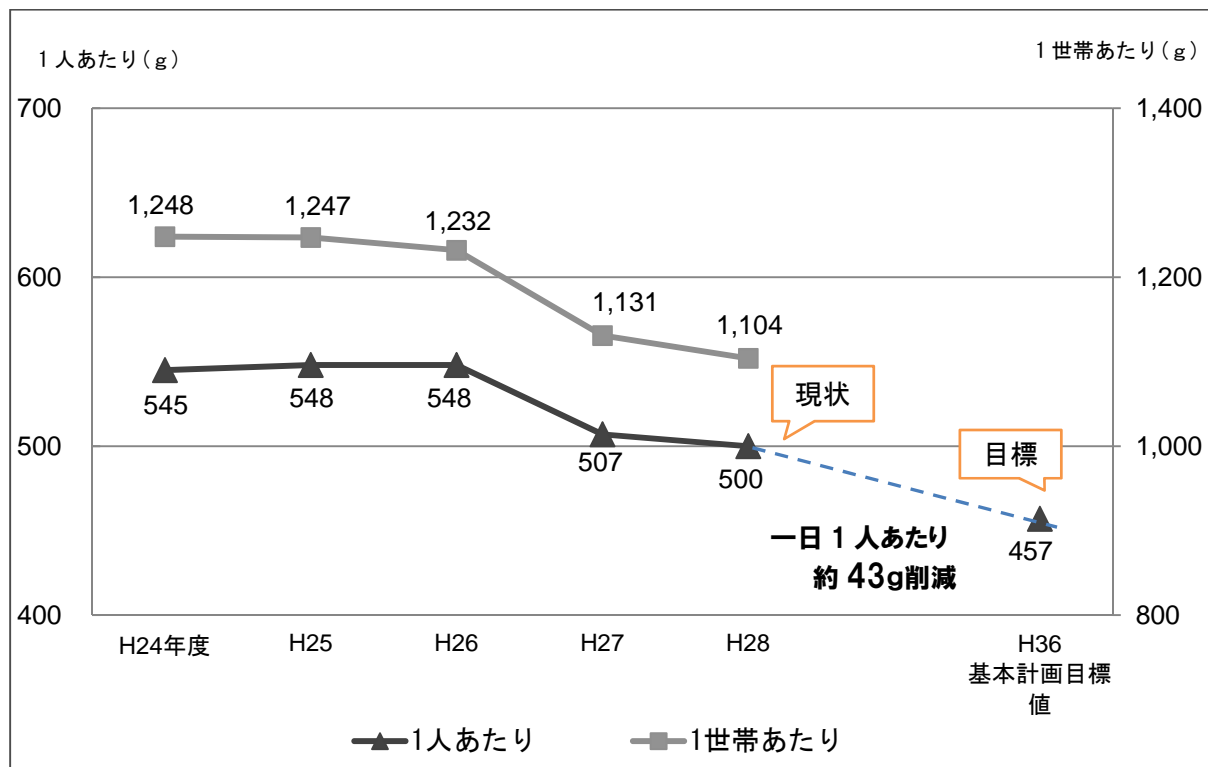


図-6 一日あたりの排出量の推移（燃やせるごみ・燃やせないごみ）



※H36 基本計画目標値とは

平成 29 年 3 月に策定した「大分市一般廃棄物処理基本計画(平成 29～36 年度)」におけるごみ処理の数値目標。

この計画の中で、家庭ごみ有料化について次のように記載しています。

「大分市一般廃棄物処理基本計画(平成 29～36 年度)」

○4R 推進計画

ごみ減量と処理費用負担の適正化

家庭ごみ有料化制度の趣旨等の周知を図るとともに、ごみ減量・リサイクル推進施策の一層の充実に努めます。また、随時ごみ排出量の状況等を把握する中で、課題等の整理を行い、3年ごとの検証・評価に基づき、制度の改善や継続の可否についても総合的に検討を行います。

4. これまでに行った検証事業

家庭ごみ有料化制度を導入して以降、家庭ごみ排出量の有料化導入前との比較など、随時検証を行い、議会や当審議会へ報告するとともに、全家庭に配布している広報紙「リサイクルおおいた」や市報、ホームページ等で公表しています。

(1) 家庭ごみ有料化制度導入の効果

①家庭ごみ排出量の変化

有料化導入前の同期間(11月～10月)と比較した場合、燃やせるごみ・燃やせないごみは12.2%の削減、資源プラは25.6%増加しました。

導入直前の排出量増加や直後の排出抑制を考慮し、導入前年度である25年度(4月～3月)と比較した場合は、導入年度の26年度において0.1%、完全実施の27年度は7.1%の削減となっています。

導入前年の同期間(11月～10月)との比較

表-2 家庭ごみ排出量(燃やせるごみ・燃やせないごみ)の増減

	燃やせるごみ		燃やせないごみ		合計	
	増減量(トン)	導入前年と比較	増減量(トン)	導入前年と比較	増減量(トン)	導入前年と比較
1年目 (H26.11～H27.10)	△10,696	△11.5%	△1,429	△22.6%	△12,125	△12.2%
2年目 (H27.11～H28.10)	△10,822	△11.6%	△1,393	△22.1%	△12,215	△12.3%

表-3 資源物回収量(資源プラ)の増減

	増減量(トン)	導入前年と比較	
資源プラ	1年目(H26.11～H27.10)	651	25.6%
	2年目(H27.11～H28.10)	694	27.3%

表-4 一人1日あたりの家庭ごみ排出量(燃やせるごみ・燃やせないごみ)

	燃やせるごみ		燃やせないごみ		合計	
	排出量(g)	導入前年と比較	排出量(g)	導入前年と比較	排出量(g)	導入前年と比較
導入前年 (H25.11～H26.10)	533.95	-	36.15	-	570.10	-
1年目 (H26.11～H27.10)	472.34	△11.5%	27.95	△22.7%	500.29	△12.2%
2年目 (H27.11～H28.10)	469.98	△12.0%	28.05	△22.4%	498.03	△12.6%

導入前年度の平成 25 年度(4 月～3 月)との比較

表-5 家庭ごみ排出量(燃やせるごみ・燃やせないごみ)の増減

	燃やせるごみ		燃やせないごみ		合計	
	増減量(トン)	25年度と比較	増減量(トン)	25年度と比較	増減量(トン)	25年度と比較
26年度 (H26.4～H27.3)	△980	△1.1%	891	17.4%	△89	△0.1%
27年度 (H27.4～H28.3)	△6,805	△7.5%	41	0.8%	△6,764	△7.1%
28年度 (H28.4～H29.3)	△8,057	△8.9%	△206	△4.0%	△8,263	△8.6%

表-6 資源物回収量(資源プラ)の増減

		増減量(トン)	25年度と比較
資源プラ	26年度(H26.4～H27.3)	342	13.9%
	27年度(H27.4～H28.3)	754	30.6%
	28年度(H28.4～H29.3)	768	31.1%

表-7 一人1日あたりの家庭ごみ排出量(燃やせるごみ・燃やせないごみ)

	燃やせるごみ		燃やせないごみ		合計	
	排出量(g)	25年度と比較	排出量(g)	25年度と比較	排出量(g)	25年度と比較
25年度 (H25.4～H26.3)	519 g	-	29 g	-	548 g	-
26年度 (H26.4～H27.3)	513 g	△1.2%	35 g	20.7%	548 g	0.0%
27年度 (H27.4～H28.3)	478 g	△7.9%	29 g	0.0%	507 g	△7.5%
28年度 (H28.4～H29.3)	472 g	△9.1%	28 g	△3.4%	500 g	△8.8%

(2) 家庭ごみ有料化制度導入により懸念されていた事項

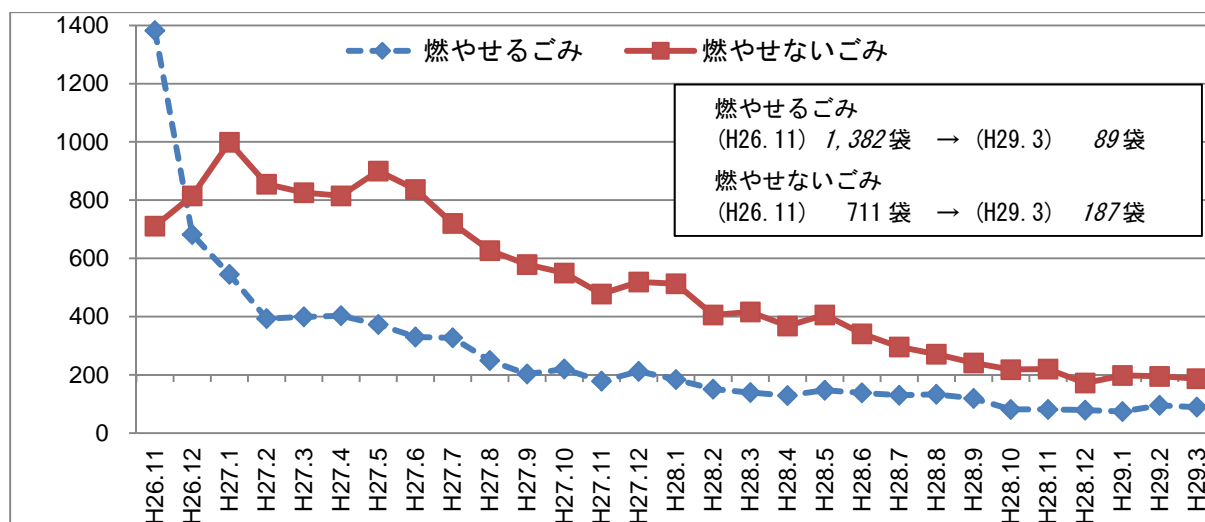
①不適正排出の状況

ごみステーションにおける指定ごみ袋以外の、いわゆる「違反袋」で排出し違反シールを貼付した袋の状況は、導入当初に比べ減少してきており制度が定着してきたことがうかがえますが、さらなる周知啓発を継続中です。

表-8 導入後一年間に違反シールを貼付した袋の総数と一日平均

		違反シールの総数	排出回数	一日平均
燃やせるごみ	1年目 (H26.11~H27.10)	93,240袋	206回	453袋
	2年目 (H27.11~H28.10)	29,934袋	207回	145袋
燃やせないごみ	1年目 (H26.11~H27.10)	39,049袋	51回	766袋
	2年目 (H27.11~H28.10)	18,919袋	51回	371袋

図-7 違反シールを貼付した袋数(月ごとの一日平均)の推移



②不法投棄、野外焼却の状況

例年に比べ、大きな変化はみられません。

図-8 年度別 不法投棄 発見件数(月平均)

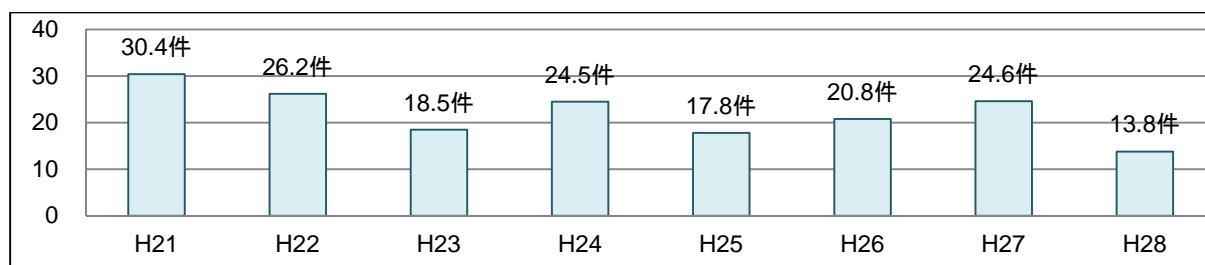
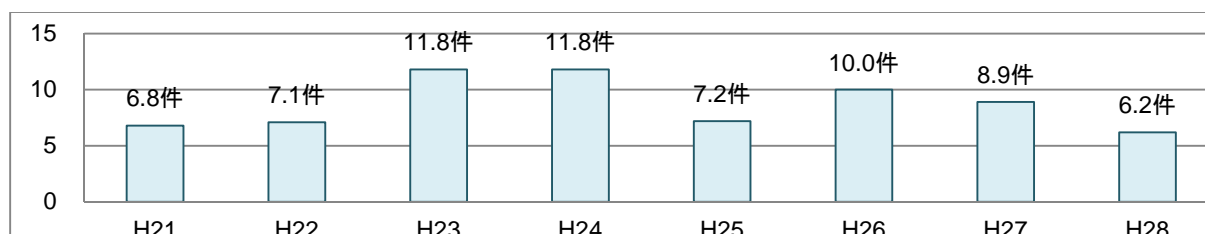


図-9 年度別 野外焼却 苦情件数(月平均)



(3) 家庭ごみ有料化制度導入後の市民意見の聴取

①平成28年度実施

○「ごみ減量・リサイクル推進」及び「家庭ごみ有料化制度」に関する市民意識調査

- ・対象 18歳以上の市内居住者
- ・期間 平成28年6月～7月
- ・発送数 4,000人
- ・回収数 1,778件
- ・回収率 44.5%
- ・調査結果
[有料化制度の必要性について] 約87%の人が必要だと思う、やむを得ないと思っている
[ごみ減量・リサイクルについて] 約90%の人が取り組んでいる
[指定ごみ袋について] 約25%の人が、厚くした方が良いと思っている

○「家庭ごみ有料化についてのご意見拝聴会」の開催

- ・対象 市民(52校区)
- ・期間 平成28年7月～平成29年3月
- ・参加人数 1,504人
- ・アンケート 1,497件
- ・意見 「指定ごみ袋が破れやすいので、もっと丈夫にしてほしい」
「ルール違反ごみに対する啓発をしてほしい」

②平成29年度実施

○「ごみ減量・リサイクル推進」及び「家庭ごみ有料化制度3年の検証」に関する市民意識調査

(資料5-2)

- ・対象 18歳以上の市内居住者
- ・期間 平成29年4月12日(水)～5月8日(月)
- ・発送数 4,000人
- ・回収数 1,618件
- ・回収率 40.5%
- ・調査結果
[有料化制度の必要性について] 約91%の人が「必要だと思う」「やむを得ない」と思っている。
[ごみ減量やリサイクルについての意識の変化について] 約30%の人が「有料化実施前は意識していなかったが意識するようになった」と思っている。
[対象となるごみについて] 約84%の人が「これまでどおり、資源物は分別を促進するため対象外とした方がよい」と思っている。
[指定ごみ袋の値段について] 約47%の人が「ちょうどよい」、約29%の人が「高い」と思っている。

○家庭ごみ有料化制度3年間の検証に関するアンケート

(資料5-3)

- ・対象 大分市ホームページ閲覧者
- ・期間 平成29年4月20日(木)～5月12日(金)
- ・調査方法 インターネット
(大分県電子申請システムの簡易申請手続きを活用した回答フォームを使用)
- ・回答件数 38件
- ・調査結果
[有料化制度の必要性について] 約84%の人が「必要だと思う」「やむを得ない」と思っている。
[ごみ減量やリサイクルについての意識の変化について] 約24%の人が「有料化実施前は意識していなかったが意識するようになった」と思っている。
[対象となるごみについて] 約97%の人が「これまでどおり、資源物は分別を促進するため対象外とした方がよい」と思っている。

- [自由意見] 「他都市の制度や事業を取り入れてごみの分別の促進と減量を進めるべきだと思う」
「中止もあるのか」
「大分市のごみ袋は他の自治体の袋と比較して薄く破れやすい」 など

○「家庭ごみ有料化3年間の検証にかかるご意見拝聴会」の開催 (資料5-1)

- ・対象 市民(13会場)
- ・開催日 平成29年5月13日(土)・27日(土)
- ・参加人数 448人
- ・意見 「有料化は継続するのか、やめるのか。」
「制度を一度廃止して効果を検証する方が住民の意識向上につながるのでは」
「有料化は定着している。全国で行われていて当たり前になっているので継続を」
「3年間で成果が出ているので価格の見直しを検討してほしい。」
「ステーションの補助金の額が少なすぎる。この金額では新設できない」 など

※アンケート結果

- ・回収数 412件
- ・調査結果
[有料化制度の必要性について] 約77%の人が「必要だと思う」「やむを得ない」と思っている。
[ごみ減量やリサイクルについての意識の変化について] 約33%の人が「有料化実施前は意識していなかったが意識するようになった」と思っている。
[対象となるごみについて] 約70%の人が「これまでどおり、資源物は分別を促進するため対象外とした方がよい」と思っている。
[指定ごみ袋の値段について] 60%の人が「ちょうどよい」、約20%の人が「高い」と思っている。

③調査結果 抜粋 (平成29年度実施分)

○回答者の属性の特徴

※回答比率は百分比の小数点第2位を四捨五入

	市民意識調査	ご意見拝聴会	ホームページアンケート
回答者数 n	1,618人	412人	38人
男	32.8%	74.5%	50.0%
女	66.3%	25.0%	47.4%
20歳未満	1.4%	—	—
20歳代	6.9%	—	7.9%
30歳代	10.8%	0.2%	42.1%
40歳代	15.2%	3.6%	18.4%
50歳代	17.9%	9.2%	21.1%
60歳代	24.5%	37.1%	5.3%
70歳代	16.3%	44.9%	5.3%
80歳以上	6.2%	4.6%	—

60代以上 約87%

30代以下 約50%
40・50代 約40%

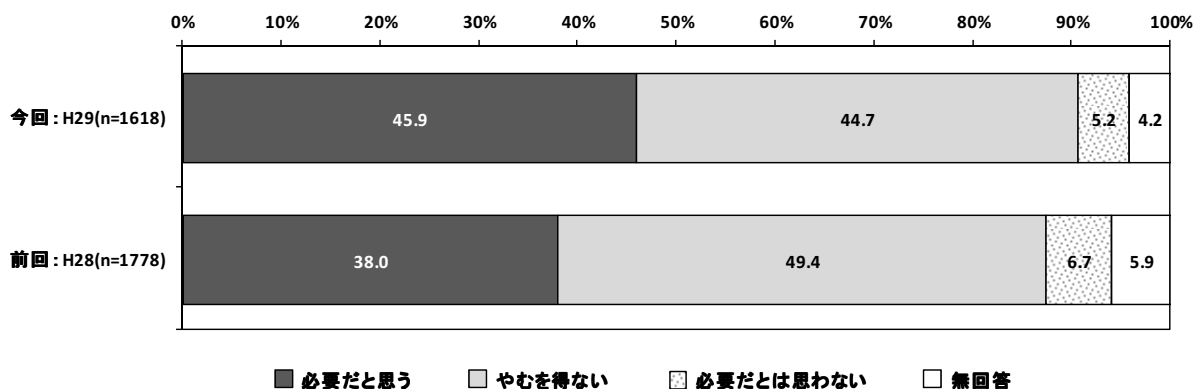
◆家庭ごみ有料化制度の必要性

【市民意識調査】(n=1618)

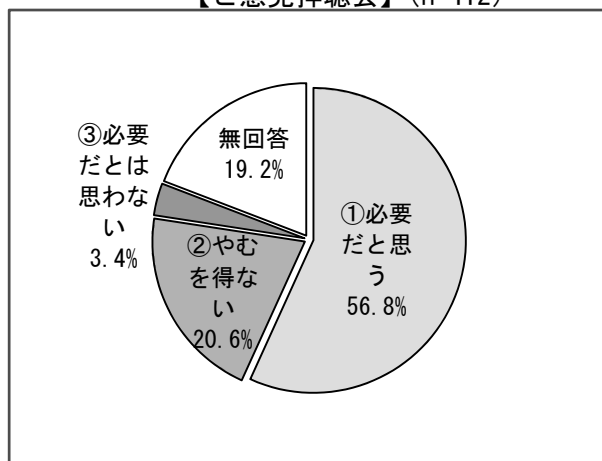
家庭ごみ有料化制度についてみると、「必要だと思う」が45.9%、「やむを得ない」が44.7%、「必要だとは思わない」が5.2%となっています。

※前回調査(平成28年)からの変化

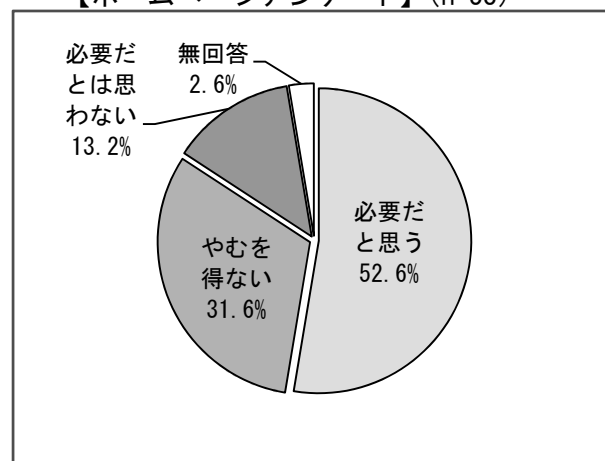
「必要だと思う」は38.0%から45.9%へ7.9ポイント増、「やむを得ない」が49.7%から44.7%へ4.7ポイント減少していますが、その2つの合計は87.4%から90.6%へと増加しています。



【ご意見拝聴会】(n=412)



【ホームページアンケート】(n=38)



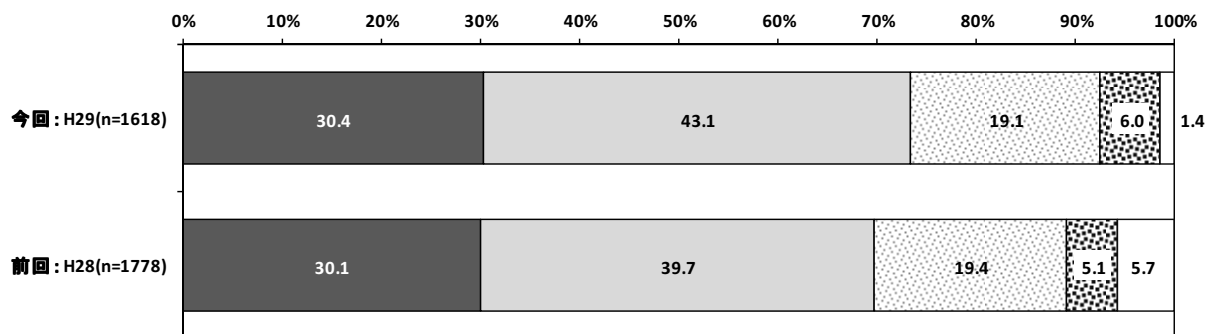
◆ごみ減量やリサイクルについて意識の変化

【市民意識調査】(n=1618)

家庭ごみ有料化の実施により、ごみ減量やリサイクルについて意識の変化があったかどうかをみると、「実施前は意識していなかったが、意識するようになった」が30.4%、「実施前から意識していたが、さらに意識するようになった」が43.1%、合計した意識変化率は73.5%となっています。「実施前から意識していたが、その意識に変化はない」は19.1%、「実施前も今も、特に意識していない」は6.0%、合計して25.1%、約4人に1人は意識に変化はみられません。

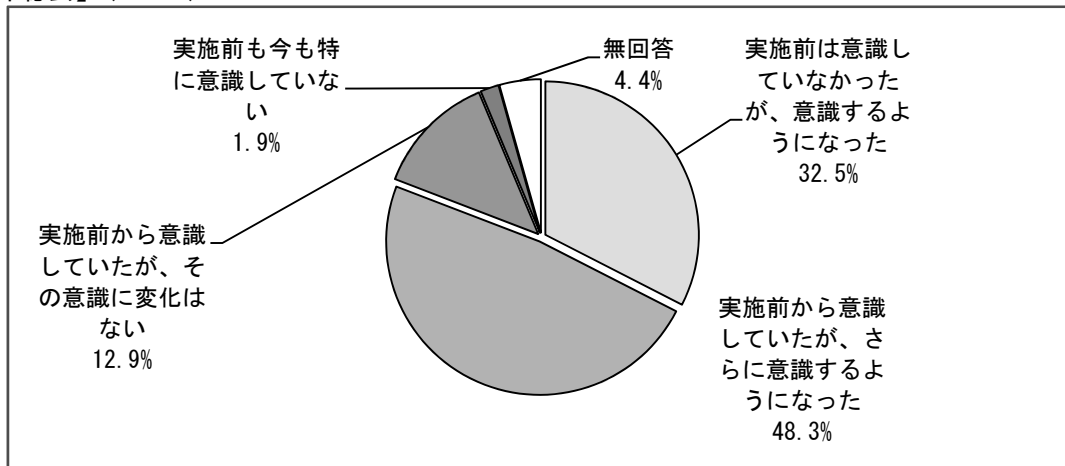
※前回調査(平成28年)からの変化

「実施前は意識していなかったが、意識するようになった」は30.1%から30.4%へ0.3ポイント、「実施前から意識していたが、さらに意識するようになった」は39.7%から43.1%へ3.4ポイント増加したことから、合計した意識変化率は69.8%から73.5%に3.7ポイント増加しています。

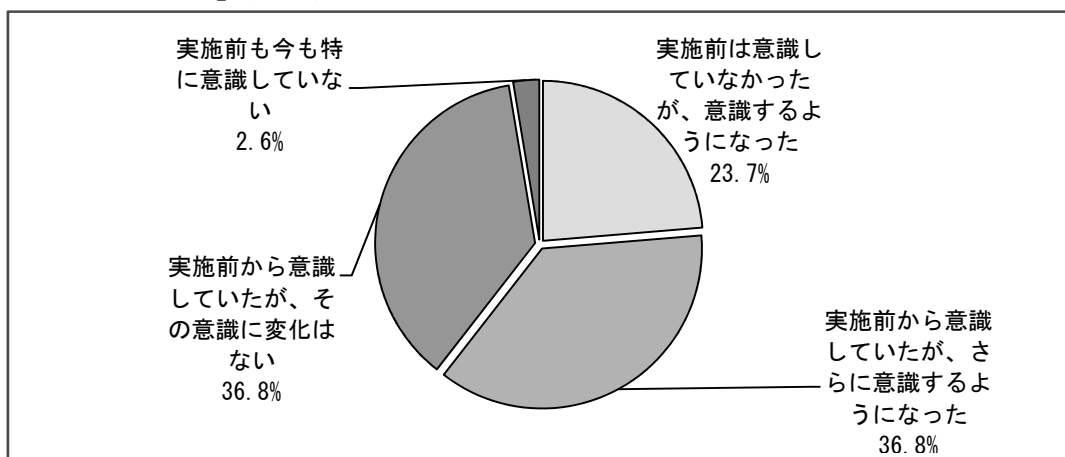


■ 実施前は意識していなかったが、意識するようになった □ 実施前から意識していたが、さらに意識するようになった ▨ 実施前から意識していたが、その意識に変化はない ▩ 実施前も今も、特に意識していない □ 無回答

【ご意見拝聴会】(n=412)



【ホームページアンケート】(n=38)



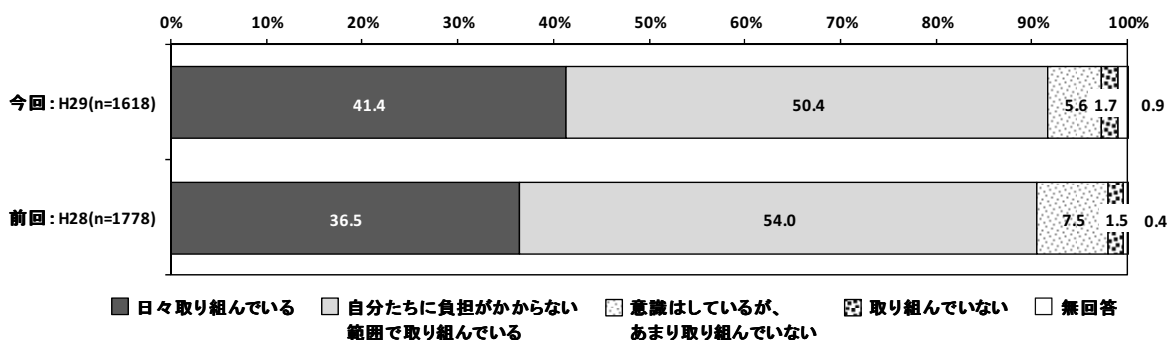
◆ごみの減量やリサイクルへの取り組み状況

【市民意識調査】(n=1618)

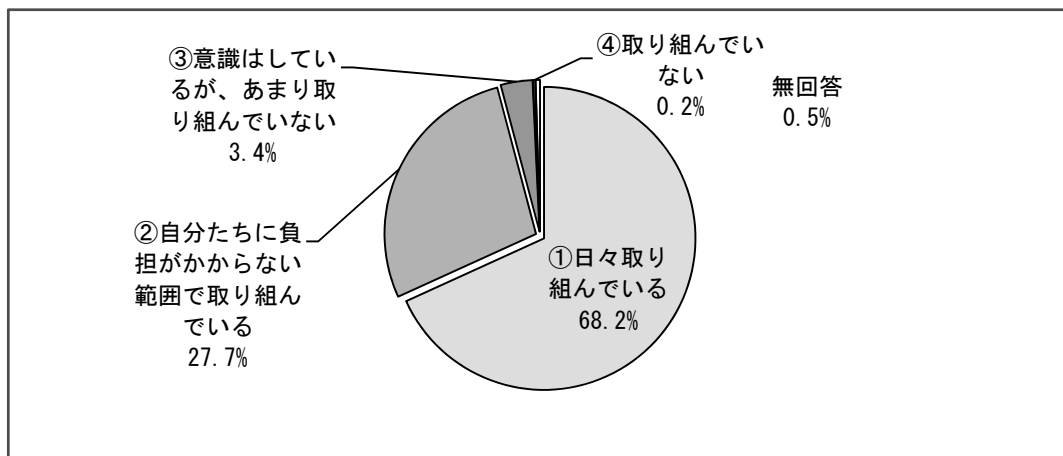
ごみの減量やリサイクルの日頃の取り組みをみると、「日々取り組んでいる」は41.4%、「自分たちに負担がかからない範囲で取り組んでいる」が50.4%、合計した取り組み率は91.8%となっています。「意識はしているが、あまり取り組んでいない」は5.6%、「取り組んでいない」は1.7%となっています。

※前回調査（平成 28 年）からの変化

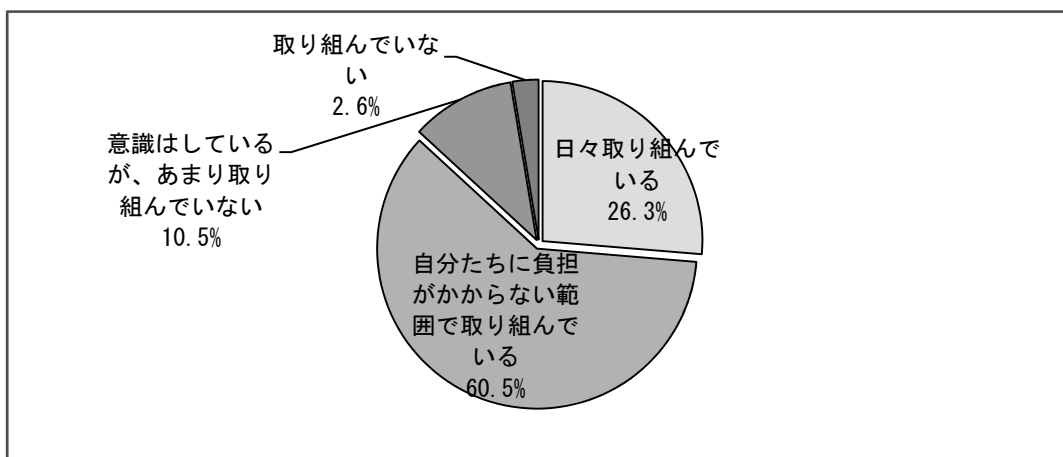
「日々取り組んでいる」は36.5%から41.4%に4.9ポイント増加し、「自分たちに負担がかからない範囲で取り組んでいる」が54.0%から50.4%に3.6ポイント減少しましたが、合計の取り組み率は90.5%から91.8%、1.3ポイントの増加になっています。



【ご意見拝聴会】(n=412)



【ホームページアンケート】(n=38)



(4) これまでに改善した制度内容

①指定ごみ袋の仕様

指定ごみの厚さ(全種類) 0.005ミリメートル厚く

	有料化導入時	平成28年11月入札分から
大袋(45リットル相当) 中袋(30リットル相当)	0.03 ミリメートル	0.035 ミリメートル
小袋(20リットル相当)、特小袋(10リットル相当)、ミニ袋(5リットル相当)	0.025 ミリメートル	0.03 ミリメートル

②手数料収入の用途

大分市ごみステーション設置等補助金交付事業

	有料化導入時	平成27年5月から
設置にかかる補助率の引き上げ	1/2	2/3
設置にかかる補助限度額の引き上げ	8万円	10万円
設置、改修にかかる補助の対象ステーション数の拡大	自治会が管理するステーション数の 1/10以内	自治会が管理するステーション数の 1/2以内
改修にかかる補助率の引き上げ	1/2	2/3
改修にかかる補助限度額の引き上げ	3万円	4万円

大分市クリーン推進員校区連絡会議運営費補助金交付事業

	有料化導入時	平成27年4月から
補助限度額の引き上げ	校区連絡会議を構成する人数に500円を乗じて得た額	校区連絡会議を構成する人数に1000円を乗じて得た額

有価物集団回収運動促進事業

	有料化導入時	平成29年4月から
報償金交付にかかる対象品目の追加		スチール缶、アルミ缶 回収量1kgにつき5円を乗じた額

③不適正排出(ルール違反ごみ)対策

清掃指導員の校区担当制の導入

	有料化導入時	平成29年4月から
清掃指導員の校区担当制	一部事業所	全事業所で実施

④負担軽減措置

	有料化導入時	平成28年6月から
2歳未満の乳幼児に対する交付(出生)	出生届出の約1カ月後 200枚郵送	出生届出時に1組10枚を窓口で即日交付。残りの190枚は郵送
	有料化導入時	平成29年2月から
負担軽減措置全対象者へ交付する袋の種類(大きさ)	規定の種類(大きさ)のみ	規定の種類(大きさ)より小さい袋に限り、申し出により交換可能

(5)家庭ごみ有料化の実施にあたっての要望事項に対する取組状況について

	要 望 事 項	取 組 状 況	課 名
1	<p>家庭ごみ有料化後は、家庭ごみ排出の抑制状況を検証し、毎年度議会に報告すること。</p>	<p>毎月の家庭ごみ排出量等を把握するとともに、有料化開始後は前年との比較を行い、議会へ報告するとともに、ホームページ等で随時公表を行っています。</p> <p>平成26年度終了後以降は、対前年度比較等の資料を速やかに作成し、検証結果を議会に報告するとともに、ホームページ等で市民に公表を行っています。</p> <p>今後につきましても、引き続き議会に報告するとともに、ホームページ等で市民に公表を行います。</p>	<p>清掃管理課</p>
2	<p>家庭ごみ有料化による手数料収入については、家庭ごみの減量・リサイクルに資する事業等に活用すること。</p>	<p>平成26年度以降は予算に基づき、ごみ減量・リサイクルを推進する事業等に取組みました。</p> <p>平成26年度の手数料収入は、全て指定ごみ袋の製作委託、保管配送業務委託、受注収納管理業務委託などの、家庭ごみ有料化に伴う事務費に充てることとなりました。</p> <p>平成27年度につきましては、家庭ごみ有料化に伴う事務費、有価物集団回収団体への報償金、ごみステーション設置等補助金や廃棄物処理施設整備基金などに充当することができました。</p> <p>平成26年度から、新規にごみステーション設置等補助金、クリーン推進員校区連絡会議運営補助金制度を設け、平成27年度には各々の補助上限額の引き上げ等を行いました。また、平成28年度には、ごみステーション設置等補助金制度における被せネットの補助金交付・支給について、鳥獣の被害等によるものは、再申請に必要な期間を短縮し補助金交付・支給を可能とするなど内容の充実を図ってきたところです。</p> <p>今後とも、予算に基づき、ごみ減量・リサイクルを推進する事業等に取組みます。</p>	<p>清掃管理課 清掃業務課</p>
3	<p>市民の理解を得られるよう、丁寧な説明と周知を図ること。</p>	<p>制度の周知が必要と思われるごみステーションに職員を配置し、制度等の説明を行っています。</p>	<p>清掃業務課</p>
4	<p>クリーン推進員等に過度な負担が生じないように留意するとともに、支援の充実を図ること。</p>	<p>平成27年度からクリーン推進員の選任基準を「800世帯以上の自治会では2名の推進員の選任が可能」から「概ね500世帯以上の自治会では2名の推進員の選任が可能」と変更したことにより、2名選任自治会が24自治会から、平成28年度には69自治会となり、世帯数の多い自治会におけるクリーン推進員の負担軽減を図っています。</p> <p>平成26年度から、クリーン推進員が校区ごとに開催する総会や研修会、意見交換会に要する経費等を補助金として助成することにより、校区活動を支援しています。また、支援内容の充実に向け、平成27年度から補助金の額を一人500円から1,000円に増額しています。</p> <p>平成29年度からは、清掃指導員を各校区に担当として割り当てることで、自治委員やクリーン推進委員との連携を強化し、協働で啓発活動等に取り組んでいます。</p>	<p>清掃業務課</p>

	要 望 事 項	取 組 状 況	課 名
5	新たな不法投棄、不適正排出、野外焼却が生じないよう対策を充実すること。	<p>(不法投棄対策)</p> <p>①平日昼間の産業廃棄物監視員パトロールに加え、蛍光管やボランティアごみ等収集の際も兼ねてパトロールを行うなどの体制を図っています。</p> <p>②固定式や移動式の不法投棄監視カメラを設置して未然防止に取り組んでいます。</p> <p>③市内8郵便局と「不法投棄の情報提供に係る協力活動に関する協定」を締結し、不法投棄の発見・通報体制を強化しています。</p> <p>(不適正排出対策)</p> <p>①清掃指導員によるごみステーションでの早朝啓発活動を毎月実施し、「正しいごみの出し方」や「家庭ごみ有料化」の啓発活動を行っています。</p> <p>②燃やせないごみの違反袋は減少傾向にあるものの、制度導入当初から大きな変動が見られない状況にあり、集合住宅のステーションで比較的多く見受けられることから、所有者や管理組合を通じて住民に啓発チラシを配布し周知を図っています。</p> <p>(野外焼却対策)</p> <p>市報、ホームページで、近隣に迷惑となる野外焼却は控えるようお願いをしています。また、市民からの問合せ等につきましては、現地において指導等を行っています。</p> <p>今後につきましても、上記の取組みを引き続き行い、新たな不法投棄、不適正排出、野外焼却が生じないよう対策を充実・強化します。野外焼却の苦情件数は、有料化後とそれ以前とでは変化が見られませんが、発生した場合の指導等を行っています。</p>	清掃管理課 産業廃棄物対策課 清掃業務課
6	生ごみをはじめとしたごみ減量・リサイクルについての取り組みを一層充実させること。	<p>引き続き、燃やせるごみの約半分を占める生ごみを減らすため、生ごみ処理容器であるコンポスト、ボカシ容器、段ボールコンポストの貸与、支給、補助を行っており、さらに、容器貸与者の堆肥作り上達や新規利用者の増を図るため、平成28年度から生ごみ処理容器普及講習会を開催しています。</p> <p>さらに、これまで生ごみの水切り運動を推進していますが、食品ロスを減らす観点から、食べきり、使いきりをあわせ「3きり運動」として取り組んでおり、広報誌やイベント等で市民等への周知を図っています。</p>	清掃管理課 清掃業務課
7	低所得者等に対し、実情に即した措置を講ずること。	<p>現行の負担軽減措置は以下の通りです。</p> <p>①生活保護受給世帯</p> <p>②2歳未満の乳幼児を養育する者</p> <p>③大分市おむつ等介護用品購入費助成事業受給者</p> <p>④大分市家族介護用品支給事業受給者</p> <p>⑤大分市日常生活用具支援事業受給者</p> <p>⑥2歳以上3歳未満の障がい児又は知的障がい児を養育する者</p> <p>⑦医師から常時紙おむつ等を使用すると診断された者</p> <p>⑧常時ストマ用装具を使用している者</p> <p>⑨常時腹膜透析を実施している者</p> <p>⑩2歳未満の乳幼児を養育する者(里帰り等) など</p> <p>なお、運用面の見直しといたしまして、平成28年6月より、出生届の提出者に対しまして、窓口にて、本措置によるごみ袋を一部交付することとしました。</p> <p>また、規定のサイズから希望があれば小さなサイズに変更が可能です。</p> <p>今後も、負担軽減措置について検証を行い、必要な措置を講じます。</p>	清掃管理課
8	新たな市民負担を求めることに対して、市としてもごみ処理に係るコスト削減等を図るなど、一層努力すること。	<p>ごみ収集部門においては、ごみ収集運搬業務の民間委託について、平成25年度に燃やせるごみと燃やせないごみで市が収集している収集業務のうち3分の1に相当する業務を民間に委託し、平成26年7月にも3分の1に相当する業務を民間に委託しました。さらに平成29年度には、残された市が収集している収集業務のうち3分の2に相当する業務を民間委託するようにいたしており、ごみ収集の資源物を含めた自治区ベースでの民間委託割合は、概ね直営13%、民間業者87%となります。また、民間委託の拡大に伴い各清掃事業所内に余剰スペースが生じてきており、平成29年度から清掃事業所の統廃合を行い、効率的な運営に努めています。</p> <p>清掃工場でごみの燃焼の安定を目的として、ごみ質の均一化を図るためのごみの十分な攪拌や、灯油・コークス使用量削減のために、炉内の温度が低下した場合の追い炊きバーナーの温度設定の変更を行っています。</p> <p>また、福宗清掃工場では、売電収入額を増加させるため、特に夏期の昼間の焼却量を調整することによって発電量を増やす運転調整を行っています。</p> <p>今後も、コスト削減等を図るなど一層効率的・効果的な行政運営に努めていきます。</p>	清掃業務課 清掃施設課

5. 他都市の状況

(1) 全国市区町村の有料化実施状況

全国における家庭ごみ有料化の実施率は63%で半数以上の自治体が実施しています。中核市においては、実施率は29%と低い状況ですが、導入に向け検討している自治体は10市あり、実施または実施に向け検討中の自治体と、検討する予定のない自治体が半数ずつとなっています。

表-9 全国市区町村の有料化実施状況

(平成29年4月現在)

	総数	有料化数	有料化実施率	備考
政令指定都市	20	9	45%	※政令指定都市 …札幌市、仙台市、千葉市、 北九州市、福岡市 など
中核市	48	14	29%	
その他の市区	745	439	59%	
町	745	519	70%	※中核市…旭川市、下関市、 大分市、宮崎市など
村	183	120	66%	
市区町村	1,741	1,101	63%	

(参考：東洋大学経済学部教授 山谷 修作ホームページ)

(2) 県内の有料化実施状況

大分県内では、中津市を除いたすべての自治体において家庭ごみ有料化を実施している状況です。一部資源物も有料化の対象としている自治体もあります。

表-10 大分県内の有料化実施状況

(平成29年4月現在)

市区	導入年月	可燃ごみ	不燃ごみ	その他
大分市	H26.11	31.5円	31.5円	可燃・不燃兼用
別府市	H9.4	21.6円	21.6円	缶・びん・ペット 19.44円
日田市	H16.10	35円	35円	埋立ごみ(中袋) 35円
佐伯市	H17.3	30円	30円	
臼杵市	H17.3	30円	30円	プラスチック 30円(野津地域)
津久見市	H19.7	30円	—	
竹田市	S56.4	20円	20円	プラ 20円、缶・びん・PET 20円
豊後高田市	H17.4	25円	25円	可燃不燃兼用
杵築市	H18.10	21円	21円	缶・びん・ペット・古布 10円
宇佐市	H18.7	30円	30円	
豊後大野市	H6.4	30円	30円	プラスチック 30円
由布市	H17.1	25円	—	
国東市	H11.4	42円	42円	缶・ペット 42円、びん 31.5円
姫島村	—	月額 210円/人		
日出町	—	20円	20円	缶・びん・ペット 20円
九重町	—	36円	36円	可燃 50リットル、不燃 40リットル
玖珠町	—	36円	36円	可燃・不燃 55リットル

(3) 中核市における有料化実施状況とごみ排出量

環境省の一般廃棄物処理実態調査による、中核市におけるごみ排出量を比較し、平成 27 年度の家庭系廃棄物の可燃と不燃をあわせた一日 1 人あたりの排出量の少ない順で並べると以下の表-11 のようになります。

大分市は 25 位と中核市の中ほどですが、有料化導入前の 25 年度と比較するとその削減量では上位に位置します。

表-11 中核市におけるごみ排出量の比較 (環境省:一般廃棄物処理実態調査) 有料化実施市

No.	市名	有料化 開始年月	計画収集人口 (平成 27 年度)	可燃・不燃 (1日1人あたり)				(参考)比較 平成 27—25 年度	
				平成 27 年度		平成 25 年度			
1	高松市	H16. 10	429,329 人	397 g	(1 位)	401 g	(1 位)	△ 4 g	(33 位)
2	枚方市		406,454 人	399 g	(2 位)	(H26.4 中核市移行)		-	-
3	豊中市		403,260 人	413 g	(3 位)	421 g	(3 位)	△ 8 g	(26 位)
4	柏市		408,787 人	416 g	(4 位)	456 g	(7 位)	△ 40 g	(4 位)
5	長野市	H 8. 11	383,639 人	420 g	(5 位)	418 g	(2 位)	2 g	(39 位)
6	旭川市	H19. 8	345,566 人	424 g	(6 位)	434 g	(5 位)	△ 10 g	(20 位)
7	奈良市		362,335 人	424 g	(6 位)	425 g	(4 位)	△ 1 g	(36 位)
8	那覇市	H14. 4	323,558 人	444 g	(8 位)	447 g	(6 位)	△ 3 g	(34 位)
9	佐世保市	H17. 1	258,484 人	447 g	(9 位)	(H28.4 中核市移行)		-	-
10	横須賀市		415,375 人	452 g	(10 位)	460 g	(8 位)	△ 8 g	(26 位)
11	八王子市	H16. 10	562,781 人	455 g	(11 位)	(H27.4 中核市移行)		-	-
12	下関市	H15. 6	272,882 人	466 g	(12 位)	462 g	(9 位)	4 g	(41 位)
13	高槻市		355,224 人	467 g	(13 位)	479 g	(10 位)	△ 12 g	(13 位)
14	尼崎市		464,318 人	470 g	(14 位)	480 g	(11 位)	△ 10 g	(20 位)
15	西宮市		487,911 人	478 g	(15 位)	494 g	(14 位)	△ 16 g	(8 位)
16	松山市		517,263 人	480 g	(16 位)	483 g	(12 位)	△ 3 g	(34 位)
17	大津市		342,369 人	485 g	(17 位)	500 g	(16 位)	△ 15 g	(9 位)
18	東大阪市		497,066 人	485 g	(18 位)	497 g	(15 位)	△ 12 g	(13 位)
19	姫路市		535,664 人	485 g	(18 位)	512 g	(19 位)	△ 27 g	(7 位)
20	久留米市	H 5. 4	306,376 人	493 g	(20 位)	492 g	(13 位)	1 g	(37 位)
21	盛岡市		294,091 人	494 g	(21 位)	508 g	(18 位)	△ 14 g	(11 位)
22	呉市	H16. 10	233,685 人	502 g	(22 位)	(H28.4 中核市移行)		-	-
23	宮崎市	H14. 6	405,446 人	503 g	(23 位)	500 g	(16 位)	3 g	(40 位)
24	川越市		350,047 人	503 g	(23 位)	513 g	(21 位)	△ 10 g	(20 位)
25	大分市	H26. 11	478,931 人	505 g	(25 位)	546 g	(28 位)	△ 41 g	(3 位)

No.	市名	有料化 開始年月	計画収集人口 (平成 27 年度)	可燃・不燃 (1日1人あたり)				(参考)比較 平成 27—25 年度	
				平成 27 年度		平成 25 年度			
26	秋田市	H24.7	317,571 人	513 g	(26 位)	520 g	(23 位)	△ 7 g	(28 位)
27	倉敷市		483,780 人	515 g	(27 位)	514 g	(22 位)	1 g	(37 位)
28	豊田市		422,521 人	519 g	(28 位)	512 g	(19 位)	7 g	(42 位)
29	福山市		471,749 人	520 g	(29 位)	525 g	(24 位)	△ 5 g	(29 位)
30	高知市		336,298 人	527 g	(30 位)	532 g	(25 位)	△ 5 g	(29 位)
31	越谷市		336,151 人	528 g	(31 位)	(H27.4 中核市移行)		-	-
32	金沢市	(H30.2 予定)	454,058 人	532 g	(32 位)	542 g	(26 位)	△ 10 g	(20 位)
33	長崎市		435,468 人	536 g	(33 位)	545 g	(27 位)	△ 9 g	(24 位)
34	八戸市	H13. 6	236,159 人	538 g	(34 位)	(H29.1 中核市移行)		-	-
35	函館市	H14. 4	269,079 人	541 g	(35 位)	553 g	(29 位)	△ 12 g	(13 位)
36	船橋市		626,166 人	542 g	(36 位)	553 g	(29 位)	△ 11 g	(16 位)
37	岐阜市		406,735 人	542 g	(36 位)	557 g	(31 位)	△ 15 g	(10 位)
38	宇都宮市		521,132 人	548 g	(38 位)	559 g	(32 位)	△ 11 g	(16 位)
39	豊橋市		378,383 人	560 g	(39 位)	569 g	(33 位)	△ 9 g	(24 位)
40	鹿児島市		605,614 人	565 g	(40 位)	570 g	(34 位)	△ 5 g	(29 位)
41	岡崎市		381,931 人	573 g	(41 位)	586 g	(36 位)	△ 13 g	(12 位)
42	富山市		418,495 人	575 g	(42 位)	580 g	(35 位)	△ 5 g	(29 位)
43	和歌山市		375,592 人	579 g	(43 位)	612 g	(38 位)	△ 33 g	(5 位)
44	前橋市		339,440 人	580 g	(44 位)	591 g	(37 位)	△ 11 g	(16 位)
45	青森市		293,528 人	587 g	(45 位)	646 g	(40 位)	△ 59 g	(2 位)
46	いわき市		349,344 人	587 g	(45 位)	648 g	(41 位)	△ 61 g	(1 位)
47	高崎市		375,496 人	618 g	(47 位)	629 g	(39 位)	△ 11 g	(16 位)
48	郡山市		326,996 人	663 g	(48 位)	691 g	(42 位)	△ 28 g	(6 位)
中核市 平均 (H29.4 現在 48 市)				506 g		523 g		△ 13 g	

※中核市数の推移

H28 年度…48 市 (呉市、佐世保市、八戸市)

H27 年度…45 市 (八王子市、越谷市)

H26 年度…43 市 (枚方市)

H25 年度…42 市